

議案第 12 号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第5項中「第3項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第3項」に改める。

第8条及び第11条第3項中「1暦年」を「一の年度」に改める。

第12条中「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（次項において「改正後の勤務時間等条例」という。）第4条の2第3項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(令和7年度における組合休暇に係る特例措置)

- 3 施行日の前日に在職する職員に対する令和7年度における改正後の勤務時間等条例第11条第3項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは、「30日から令和7年1月1日から同年3月31日までの間に当該職員が与えられた組合休暇の日数を減じて得た日数に8日を加えて得た日数」と読み替えるものとする。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を考慮し、時間外勤務の制限に関する規定等を整備するとともに、休暇の付与期間の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和60年野田市条例第17号)
(第1条関係)

改 正 案	現 行
(育児又は介護を行う職員の遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第4条の2 (略)	第4条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条の規定による時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。	3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条の規定による時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
4 (略)	4 (略)
5 前4項の規定は、第12条に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 <u>並びに第3項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員	5 前4項の規定は、第12条に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 <u>第3項中「3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当

が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「育児」とあるのは「介護」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第3項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(年次休暇)

第8条 職員は、任命権者の承認を得て、規則の定めるところにより、一の年度につき20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。

(組合休暇)

第11条 (略)

2 (略)

3 組合休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、一の年度につき30日を超えて与えることはできない。

(介護休暇)

第12条 職員は、要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者(第12条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において指定する期間(以下「指定期間」という。)内で任命権者の承認を得て介護休暇を受けることができる。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った

当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「育児」とあるのは「介護」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第3項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(年次休暇)

第8条 職員は、任命権者の承認を得て、規則の定めるところにより、1暦年につき20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。

(組合休暇)

第11条 (略)

2 (略)

3 組合休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、1暦年につき30日を超えて与えることはできない。

(介護休暇)

第12条 職員は、要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において指定する期間(以下「指定期間」という。)内で任命権者の承認を得て介護休暇を受けることができる。

ことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第 12 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

○ 野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
（部分休業の承認） 第 9 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間（以下この項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間に相当する休暇として規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、基準時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	（部分休業の承認） 第 9 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間（以下この項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間に相当する休暇として規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、基準時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

